

平成29年度
「工芸感性価値創造人材育成事業」
企画提案公募要領

平成29年2月
沖縄県商工労働部
沖縄県工芸振興センター

企画提案公募要領

沖縄県では、「工芸感性価値創造人材育成事業」の実施に関する委託先について、以下の要領で広く募集します。受託を希望される方は、事業内容をご理解の上、応募して下さい。

1. 委託業務の概要

(1) 委託業務名

工芸感性価値創造人材育成事業委託業務（感性価値創造塾）

(2) 事業概要

工芸事業者における工芸製品の高度化、多様化を促進することにより、本県の工芸産業の振興を図ることを目的とする。具体的には、伝統的な工芸資源（素材・技法・文様など）を活用し、現代ニーズに即した新しい価値軸＝感性価値を活用した工芸製品を創造する人材育成の委託業務を実施する。

(3) 契約期間

契約締結の日から平成30年3月9日（金）

(4) 提案総額の上限額

15,671千円以内（消費税および地方消費税を含む）

この金額は、企画提案のために設定した金額であり、実際の契約金額ではない。

2. 応募に係る事業

別添「委託仕様書」のとおり

3. 応募資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- (3) 本募集要項及び企画提案仕様書に記載された趣旨を全て了解する者であること。
- (4) 沖縄県内に本社を置く法人であること。または、県内に本社を有する事業者が1社以上参加している共同企業体でも応募可能とし、この場合の要件を以下のとおりとする。
 - ア) 共同企業体を代表する事業者が応募申請すること。
 - イ) 共同企業体を構成するすべての事業者は、応募資格(1)、(3)の要件を満たすこと。
 - ウ) 共同企業体の構成員のいずれかが、応募資格(2)の要件を満たすこと。

- 工) 共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として重複応募する者でないこと。
- 才) 共同企業体の構成員が、単体企業としても重複応募する者でないこと。
- 力) 共同企業体を代表する事業者は、事業目的の達成のため他の共同企業との連携を密にし、各事業の推進及び成果の達成を図ること。

- (5) 1 提案者（共同企業体で事業を実施する場合は 1 共同企業体）につき、提案は 1 件であること。

(※)地方自治法施行令第167条の4第1項

第167 条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

4. 応募方法等

(1) 応募書類等の提出

応募書類等の提出は、次により持参又は郵送により行うこと。

なお、郵送の場合は提出期限内に到着すること。

- ア) 提出期限 平成 29年 3月6日（月）17:00（厳守）
- イ) 提出場所 「12 問い合わせ先」のとおり

(2) 説明会

参加希望がある場合には、電話、電子メール又はFAXにより、担当まで電話連絡し申し込むこと。

- ア) 実施日時 平成 29年 2月24日（金）15:00
- イ) 実施場所 「12 問い合わせ先」のとおり

(2) 応募に係る質問

本募集要項及び企画提案仕様書等に関して質問がある場合には、質問書【様式9】を電子メール又はFAXによって提出することとし、送付後速やかに担当まで電話連絡し、受信の確認を行うこと。

- ア) 提出期限 平成 29年 3月3日（金）15:00（厳守）
- イ) 提出場所 「12 問い合わせ先」のとおり

- (3) 質問に対する回答は、応募検討事業者にメール又はFAXにて送付します。

5. 提出書類及び必要部数等

(1) 提出書類

- ア) 応募申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【様式1】
- イ) 企画提案書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【様式2】
- ウ) 会社概要書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【様式3】
- エ) 積算書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【様式4】
- オ) 事業計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【様式5】
- カ) 執行体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【様式6】
- キ) 実績書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【様式7】
- ク) 誓約書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【様式8】
- ケ) 定款又は寄附行為（法人格を有しない場合は、運営規約に相当するもの）
- コ) 直近2事業年度の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等）又はこれに類する書類
- サ) 法人の場合は、直近2年間の法人事業税及び法人県民税について滞納がないことを証明する書類。個人事業主の場合は、直近2年間の個人事業税について滞納がないことを証明する書類。
- シ) 共同企業体の場合は、協定書を添付。

(2) 提出部数 10部(ただし、ア、エ及びクについては正本に1部添付し、残部に複写を添付すること。また、ケからサについては、1部提出すること。)

(3) 企画提案書の内容については、今後の契約の基本方針となるため、提案の事業費総額内で実現が確約されることのみ記載すること。なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となることがある。

7. 委託事業者の選定

(1) 審査方法

第一次審査としての3の応募資格等を満たしているかの書面審査を行った上で、第二次審査（プレゼンテーション審査）として沖縄県商工労働部内に設置する企画提案評価委員会において評価を行い選定する。

(2) 評価基準

第二次審査においては、以下の評価基準に基づいて総合的な評価を行う。

ア) 適合性

事業の趣旨と企画提案のコンセプトが合致していること。

イ) 実現性

企画提案の内容や事業実施の方法が妥当であり、実施体制、財政基盤など必要な業務遂行能力を有していること。

ウ) 具体性

事業を効果的に実施するための企画提案の内容や事業実施の方法について

具体性のある事業計画であること。

工) 妥当性

事業を実施するに当たり、妥当な積算となっていること。

(3) 第二次審査（プレゼンテーション審査）

ア) 日時：平成29年3月16日（木）午後（予定）

イ) 場所：沖縄県庁 1 階 商工労働部会議室

ウ) 提出資料に基づき説明すること。

エ) 評価会場への入場者は3名以内とする。

※プレゼンテーションを行う時間帯については、後日連絡する。

(4) 結果の通知

審査結果は県より電子メールで通知し、追って書面にて通知する。

8 契約

(1) 契約の締結

選定された申請者と委託業務の内容及び額を協議した上で、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、年度毎に随意契約を締結する。

(2) 契約の方法

受託者から提出される報告書を基に、受託者が業務の実施に要した経費等から支払うべき額を確定する「精算」の方法をとる。

(3) 契約金額

契約金額については、委託先候補者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。なお、提出された経費見積書と同額とならない場合がある。

(4) 契約条項

委託先候補者との協議事項とする。

(5) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付する必要がある。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。――

※)契約保証金について(抜粋)

第101条 地方自治法施行令第167条の16 第1項の規定による契約保証金の率は、
契約金額の100分の10以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その
全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1)契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2)契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3)地方自治法施行令第167条の5及び地方自治法施行令第167条の11に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2箇年間に国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

9. スケジュール(予定)

決定までのスケジュールは以下のとおりを予定しているが、変更することもある。

平成29年2月23日(木) 17:00 説明会申込締切

2月24日(金) 15:00 説明会(工芸振興センター2階講堂)

3月6日(月) 17:00 時必着 応募書類提出期限

3月16日(木) 午後 二次審査(プレゼンテーション審査予定)

3月17日(金) 委託事業者決定及び審査結果通知

4月1日(金) 以降 契約

10. 経費の計上

(1) 経費の区分

本事業の対象とする経費は、事業の遂行に直接必要な経費及び事業成果の取りまとめに必要な経費であり、具体的には以下のとおりである。

経費項目	内容
I. 人件費	事業に直接従事する者の直接作業時間に対する人件費
II. 事業費	
謝金	謝金(会議・講演会・シンポジウム等に出席した外部専門家等に対する謝金、講演・原稿の執筆・研究協力等に対する謝金等)
旅費	国内出張及び海外出張に係る経費

会場費	会議、講演会、シンポジウム等に要する経費（会場借料、機材借料及び茶菓料（お茶代）等）
消耗品費	備品費に属さないもの（ただし、当該事業のみで使用されることが確認できるもの）の購入に要する経費
原材料費	消耗品費に属さないもの（ただし、当該事業のみで使用されることが確認できるもの）の購入に要する経費
通信運搬費	郵便料、運送代、通信・電話料等に要する経費
印刷製本費	事業で使用するパンフレット・リーフレット、事業成果報告書等の印刷製本に関する経費
その他諸経費	当該事業のために使用されることが特定・確認できるものであって、他のいずれの区分にも属さないもの 例) －外注費（受託者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者に外注するために必要な経費(請負契約)） －借料及び損料（機械器具等のリース・レンタルに要する経費） － 光熱水料（電気、水道、ガス。例えば、大規模な研究施設等について、専用のメータの検針により当該事業に使用した料金が算出できる場合） － 翻訳通訳、速記費用
Ⅲ. 再委託費	県との取決めにおいて、受注者が当該事業の一部を他者に行わせる（委任又は準委任する）ために必要な経費
Ⅳ. 一般管理費	委託事業を行うために必要な経費であって、当該事業に要した経費としての抽出、特定が困難なものについて、委託契約締結時の条件に基づいて一定割合の支払を認められた間接経費（Ⅰ. 人件費＋Ⅱ. 事業費（外注費を除く）の10%以内を上限とする（小数点以下切り捨て）。）

(2) 直接経費として計上できない経費

ア) 建物等施設に関する経費

イ) 事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等（机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等）

ウ) 事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費

エ) その他事業に関係のない経費

1 1. その他留意事項

- (1) 書類提出に当たって使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 提案書類の作成、プレゼンテーション及びヒアリングへの出席に要する費用は応募者の負担とし、提出書類等は返却しない。
- (3) 提出された企画提案書、審査内容、審査経過については公表しない。

1 2. 問い合わせ先

〒901-1116 沖縄県島尻郡南風原町照屋 213

沖縄県工芸振興センター（大城、比嘉）

TEL 098-889-1186

FAX 098-889-5331

E-mail ooshrory@pref.okinawa.lg.jp